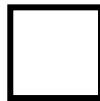


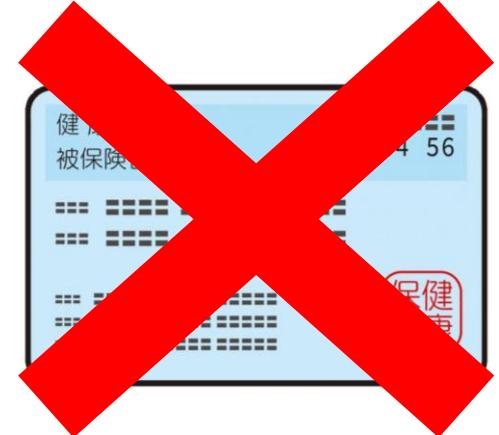
# 交通事故で受診される方へ

(医)大場整形外科 2025年8月改定

チェック



## 交通事故診療の場合 原則健康保険の使用はできません



※ただし、下記の場合は患者さんやご家族の意思で健康保険の使用が可能

- ひき逃げで加害者が特定できない場合
- 被害者側の自己責任割合が大きい場合
- 加害者が任意保険に未加入かつ支払い能力がない場合
- 患者さんが第3者行為の届出を提出済みの場合

**健康保険使用の場合は、その旨を窓口にお申し出ください。**

## ◎通院について

- チェック  当院での症状の経過が不明となり、病状と交通事故との因果関係が証明できなくなる為、**少なくとも週10の通院、月1回の常勤医師の診察**が必要となります。

尚、通院が確認できない場合は、中止で請求させて頂きますので御了承下さい。



## ◎接骨院等の受診について

チェック

- 当院では、日本臨床整形外科学会の方針に準じ、  
交通事故診療において、同時に接骨院等に行くことは認めていません。

**接骨院等にもかかっている場合は、当院での交通事故診療は中止になります。**

(接骨院には整骨院、ほねつき以外にもあん摩・マッサージ・指圧、はり、  
きゅう師も含みます)

チェック

- 事故後から接骨院等のみにかかっている場合や、医療機関受診後に長期間に  
わたって接骨院等に通っている場合等は、  
症状と交通事故との因果関係が証明できなくなるため、  
**当院では交通事故における書類の作成をお断りさせて頂いております。**



交通事故に関する



ご不明な点がございましたら  
受付窓口へお尋ねください。